《介護福祉士国家試験に合格できなかったEPA介護福祉士候補者の方へ》

在留資格「特定技能１号」への移行について

概要

○　EPA介護福祉士候補者として入国し、４年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事した者（※１）については、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして、「特定技能１号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等が免除されます。

○　「特定技能１号」に移行することにより、さらに最長で５年間（※２）、引き続き、介護施設等で就労することが可能となります。

（※１）具体的には、直近の介護福祉士国家試験の結果通知書により、

- 合格基準点の５割以上の得点であること
- すべての試験科目で得点があること

について、地方出入国在留管理官署で確認します。

（※２）５年の在留期間中に介護福祉士国家試験に合格した場合は、在留資格「介護」に移行が可能となります。この場合は、在留期間更新の回数制限なく、介護施設等で就労することができます。

「特定活動」（EPA介護福祉士候補者）から「特定技能１号」へ在留資格を変更する際の手続は、以下の通りです。詳細につきましては、法務省・出入国在留管理庁のHPをご覧ください。

必要書類

○　出入国在留管理庁HPに掲載されている提出書類

（HPアドレス） https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/specifiedskilledworker.html

・「「特定技能」に係る提出書類一覧表」の「（３）分野に関する必要書類」のうち「介護」のExcelに示されている書類（※）が必要になります。

https://www.moj.go.jp/isa/content/001446507.xlsx

① 介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第１－１号）（※）

② 介護分野における業務を行わせる事業所の概要書（分野参考様式第１－２号）（※）

③ 直近の介護福祉士国家試験の結果通知書の写し

④ 介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書

（※）各種申請様式や特定技能外国人受入れに関する運用要領別冊（介護分野）については、出入国在留管理庁HPに掲載されていますので、ご利用ください。

（HPアドレス） https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri07_00201.html#yoryo_bunya

申請先・相談窓口

○　申請先　：住居地を管轄する地方出入国在留管理官署（※1）

○　相談窓口：住居地を管轄する地方出入国在留管理官署又は外国人在留総合インフォメーションセンター（※2）（TEL：0570－013904）

※1　出入国在留管理庁HP　https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html

※2　出入国在留管理庁HP　https://www.moj.go.jp//isa/consultation/center/index.html

受付時間

○地方出入国在留管理官署

支局や部署によって異なるため、HP等をご確認ください。

○　外国人在留総合インフォメーションセンター（TEL：0570－013904）

平日午前8時半から午後5時15分

※手続により曜日又は時間が設定されている場合がありますので，直接お問い合わせください。

標準処理期間・手数料

○　2週間～1か月

○　手数料は許可期間によって異なるため、HP等をご確認ください。

・　窓口申請：https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-3.html

・　オンライン申請：https://www.moj.go.jp/isa/11_00107.html